

経 済 産 業 省

20230920資第24号
令和5年10月13日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

日本原燃株式会社再処理事業所における加工の事業の変更許可に
関する意見の聴取について（回答）

令和5年9月20日付け原規規発第23092010号により意見照会のあ
った標記の件については、許可することに異存はない。

原規規発第 23092010 号
令和 5 年 9 月 20 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原燃株式会社再処理事業所における加工の事業の変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和 4 年 1 月 12 日付け 2021 燃建発第 1 号 (令和 5 年 6 月 29 日付け 2023 燃建発第 2 号及び令和 5 年 8 月 2 日付け 2023 燃建発第 3 号をもって一部補正) をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 16 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があった。

審査の結果、別紙のとおり同法第 16 条第 3 項において準用する同法第 14 条各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 71 条第 2 項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

日本原燃株式会社再処理事業所核燃料物質加工事業変更許可申請書
(MOX 燃料加工施設)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年1月12日付け2021燃建発第1号(令和5年6月29日付け2023燃建発第2号及び令和5年8月2日付け2023燃建発第3号をもって一部補正)をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第16条第1項の規定に基づき提出された核燃料物質加工事業変更許可申請書(MOX燃料加工施設)に対する同条第3項において準用する法第14条各号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第14条第1号

添付のとおり、申請者には、本件申請に係る重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

2. 法第14条第2号

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達が発生しないこと、また、事業遂行のための資金調達等については従来どおりで変更がないことから、申請者には本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。

3. 法第14条第3号

添付のとおり、本件申請に係る加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

4. 法第14条第4号

本件申請については、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第13条第2項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。